

商工こすど かわら版

第175号
小須戸
商工会



あけまして
おめでどう
ございます



本年も役員一同、地域経済発展のため、よりいっそう邁進してまいります。
会員の皆様方のますますのご健勝をお祈りしますとともに、商工会への変わらぬご理解ご協力を賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成二十七年一月

小須戸商工会

会長	木村 藤雄	理事	鈴木 一雄
副会長	竹井 顕一郎	理事	木村 一夫
製菓長	山口 能行	理事	川瀬 雅司
理事	高野 浩和	理事	吉田 松夫
理事	星井 春雄	理事	田沢 正一
理事	古川 満	理事	星田 浩意
理事	吉田 勉	理事	市川 一以
理事	砂井 時雄	理事	泉田 一以
理事	藤井 昇	理事	高橋 綾子
理事	小林 市蔵	理事	田中 正英
理事	吉田 慎二	理事	小見 健雄
理事	保科 唯雄	職員	小見 健雄

平成二十六年 「行政との懇談会」開催

去る十一月二十七日(木)午後三時三十分から小須戸商工会館において、新潟市秋葉区長 熊倉 淳一様、同産業振興課長 渡辺 哲哉様をお招きして、「平成二十六年行政との懇談会」が開催されました。
紙面の都合上、事前質問・要望事項に対する回答の、要旨のみお知らせいたします。

◎「拠点商業地活性化推進事業」の継続について

↓事業計画は、平成二十年度に秋葉区は他の区に先駆けてつくり、今年度で終了するものである。市では計画終了後、一年間検証して、二十八年度からまた再開する、という考え方であったが、それを一年前倒しして、二十七年からまた継続するという検討をしているところだ。

◎地域貢献活動を行っている事業所・所有者への固定資産税の見直しについて

↓現状、市では、地域活動を行っている

る事業所、あるいは駐車場として整備した土地に対する固定資産税の軽減措置、解体設置費用の助成費用というのは考えていない。ただ、要望の趣旨とは違いますが、コミュニティ協議会や自治会といった地域活動については一定の助成制度があるのでご利用、ご理解いただきたいと思います。

◎空き店舗・空き家解体費用の助成について

↓空き家対策としては、先般、国が税制改正を検討して法律が成立したが、この法律は国が基本方針を策定し、その基本方針に基づいて市町村が空き家の解体政策等を策定する。というステップを踏まなければならない法律である。

現状、市町村ができることは、助言・指導(空き家への立ち入り調査や、固定資産税の情報の内部利用、データベースの整理などが主な内容)である。つまり、倒壊しそうなもの、危ないものをどうするのかといった視点に基づいたものであって、費用の助成制度というものは含まれていない。

ただし、今年度、事業は終了しているが、新潟市独自の制度として地域提

案型の空き家活用モデル事業を実施した。自治会・町内会やコミュニティ協議会などの営利を目的としない団体が空き家の調査を行い、調査を踏まえた上で空き家の除去などを行う際に二分の一(全額上限三十万円)を助成するという制度であり、八団体(秋葉区では二団体)が選定を受けた。
このように跡地の活用などに関し、市独自の制度もあるので少し参考にしたい。詳細については、また来年度に実施する場合、私どもからお知らせしたい。

◎事業所税の見直しについて

↓事業所税は、合併の際、地方税に関する特例(合併移行猶予措置)として「合併年度を含め三年間は課税を行わず、その翌年度は二分の一の税率とする。」との内容が取り決められ、協定書調印に至り、現在は、市全体の中で、協定のとおり動いているのでご理解いただきたい。今、私の立場上で、この話を検討できませんので、減免措置の拡充、廃止のご要望があったということとを本庁に伝えさせていただきたいと思っております。

◎スマートフォン お役立ちアプリの活用について

↓この部分は、新潟市の取組みは大変遅れている状況であり、現在、市長からも、早く活用の施策を考えるよう厳

命を受けている。愛知県半田市のよう
な情報提供手段の活用においては、受
け皿となる区役所側もしっかり整備し
ておこなうは、対応できない状況と
なるので、両面で施策を考え、早急に
アプリを導入してゆきたいと市長は考
えている。

◎小須戸橋架け替えに

関する現状について

↓利便性の確保というのは大事ですが、
一番大事なのはやはり貯水場の安全の
確保だと思っている。今、小須戸橋で
は、高さ制限、重量制限、もぐり橋な
どの問題もあるが、やはり取り付け部
分の堤防が低くなっていることが、一
番重要だと考えている。他の堤防と合
わせるためには、まず二メートル程度
上げないといけないと思われるが、そ
この高さギリギリで水が流れているの
で、架け替えの際には、橋桁の一番下
をその上に持ってこなければいけない。
そうなる今より、四メートルなり五
メートルなり高いところを走ることにな
る。そうすると、橋に至る坂道にだ
いたい十二メートルくらいの歩道を片
側つけたとして、つり付けの角度を一
定程度ゆるくしたときに、この町並み
はどうなのだろう、どこに付けるのが
いいのだろうと、これから議論が始ま
ると思います。

今、地域の皆さんとルート選定の
基本調査をしているところである。何

ルートが示した中で、いろいろとご意
見をお聞きする形になるかと思うので
一定程度その基本調査を終えましたら
地元皆さん含めて、話し合いをさせ
ていただきたい。

◎国道四〇三号線バイパス工事の

現状と今後の見通しについて

↓バイパス工事は残すところあと一区
間。少しは買収の同意をいただいでい
るところもあるが、現状、難航してい
る。

鎌倉横川一号線までについては、二
十八年の四月に供用を開始できるよう
に目指してやっている。鎌倉横川一号
線というのは、四〇三号線からすると
斜めに交差しており、基本的に道路の
交差というのは直角交差が原則なので
取り付け道路の改修を近いうちに始め
る計画となっている。

◎雨水対策整備について

↓出張所の近辺における集中的な雨に
よる一時的な冠水については、今建っ
ている公民館を取り壊したあと、全部
駐車場にするのではなく、雨を一時貯
留できるような場所を作りたいと考
えている。雨が降っていないければ駐
車場として使用し、一定程度雨が降っ
て水がはけるまでの間、一時貯留するこ
とによってかなり防げるのではないか
と思う。

矢代田、新津南高校、ふれあいの杜

付近、鎌倉信号付近の浸水対策につ
いては計画的な施設整備を所管の方で
検討させていただきたいと思う。また、
鎌倉地区の該当箇所については、定期
的に泥上げを実施しながら予算の範囲
内で改修も検討したいと考えている。

◎里山関連事業について

↓観光物産館から白玉の滝方面に向
かっただけは、車で入って行くと特
に入り口部分が、狭い状況であり、旧
新津市時代から市として拡幅改良の
お話をさせていただいたが、なかなか
協力がいただけなく、最低限の措置と
して、何箇所か車のすれ違いができる
ような回避所を作ったというのが現
状である。現在、観光物産館自体をビ
ジターセンター的な役割を持たせる
ということ、更衣室を設けたりと少
し改修工事を行っている。車で直接、
白玉の滝の方へ行ければ利便性は高
いのですが、要望の車道とは話が違
いますが、遊歩道というネットワークを
利用し、周遊しながら白玉の滝の方
から堀出神社へ着くというような里山
の活用についても、これから立体的な
デザインづくりをしてゆく考えであ
る。今は、大変多くの団体や施設があ
るが、それぞれがバラバラにやるので
はなく、各地域、団体の声を聞きな
がら、里山全体をどういったデザイン
でつくっていくのか、というワークシ

ョップのようなものを始めたいと考
えている。

◎子育てをしやすい環境

づくりについて

↓地区公園とは、四ヘクタール以上を
ひとつの基準として、近隣のどうい
った方が利用するのかということまでを
考えながら設置する公園であるが、残
念ながら秋葉区には要望のあった地区
公園はない。秋葉区に関しては、里山
全体が人々の交流の場、安らぎの場、
健康づくりの場であることから、単
なる公園の設置というよりも秋葉山全
体のこの里山の活用というのが、秋葉
区独特のものであり、みなさんから
楽しんでいただける場所づくりだと考
えている。

◎親水緑地公園の整備について

↓スケートボード施設の充実という要
望に関しては、もともとスケートボ
ードの施設については、実は利用者が持
ち込んだもので、区として公園施設と
して整備したものではない。

したがって、どのように利用者の人
たちと共有できるのが、課題だと考

えているが、他の公共施設でやっていて、利便性を求めて親水緑地公園に移動してきたという利用者もいる一方、近隣の方よりスケートボードは少しやかましいという苦情をいただく場合もある。地区の皆さんにとつてどういう利用の仕方がいいのか、話し合いをさせていただきたいながら対応したいと考えている。

◎本町四丁目火災跡地の

活用について

↓火災跡地については、地域の防災力の向上を図るため、防災に関する視点を盛り込みながら、「小須戸町づくり研究会」を立ち上げて、検討を行っていただいた。今年度中に取りまとめが終わりということ、今後そうした研究会の取りまとめの報告を指針としながら、また町づくりを進めていきたいと考えている。

下町に、三階以上の避難所を新しく建設するというのは、今の段階ではかなり難しい。緊急災害時には、早めに避難情報等の発信によって、避難時間を稼げるようにしたいと考えている。

◎大規模災害の避難場所について

↓新潟市では、県内・県外の市町村と災害時の避難者受け入れを含めた相互援助協定を締結している。協定先は県内でいえば、長岡市、加茂市、佐渡市

を含め八つの市、二つの町、一つの村と協定を結んでいる。県外では、二十一大都市災害時相互応援に関する協定ということ、政令指定都市二十とプラス東京二十三区で締結している。また、それとは独自に横浜市、さいたま市、川崎市、前橋市、高崎市などとも協定を結んでいるので、ケースによつて避難の受け入れが可能な状況である。

◎商工会災害対策本部の

設置場所の確保について

↓候補として、具体的に小須戸まちづくりセンター、小須戸小学校、小須戸中学校をとつたことであるが、現在、商工会のような公共団体、あるいは民間の機関、こういったものを通常の避難所の中に設置するということは全く想定していなかったが、個別に相談させていただきたいと考えている。

以上が、回答の要旨です。

NI-COOの事業紹介について

NI-COOでは、中小企業・小規模事業者の経営支援拠点をさらに強化するため、既存の支援機関の連携強化とより充実した機動的な経営相談などの機能を備えた「よろず支援拠点」を開設しています。

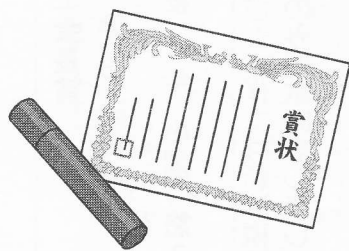
◇事業内容の詳細に関しては、今回同封のチラシをご確認の上、商工会までお問合せください。

新津税務署「平成二十六年納税表彰式」

小須戸中学生が税に関する「作文」・「標語」で各賞を受賞

「税に関すること」をテーマに中学生から募った作文・標語の中から、優秀な入選作品に対して表彰する「平成二十六年納税表彰式」が十一月十三日（木）、秋葉区役所において新津税務署並びに新津税務署管内税務協力団体協議会の主催により開催され、賞状と記念品が贈られました。

これは、十一月十一日から十七日の「税を考える週間」に伴い募集されたもので、次代を担う中学生に税についての関心を深めてもらうため、毎年実施しているものです。新津税務署内の中学校（十四校）から、作文は十一校・六二二編、標語は十二校・二九五二点の応募があり、その中より小須戸中学校からは、次の四名の生徒さんが各賞を受賞しました。



（二列目右から一番目 小畑 悠さん
 〃 右から二番目 小畑 萌さん
 二列目右から四番目 椛澤路子さん

◎中学生の《税についての作文》

新津税務署長賞

「税と私たちの暮らし」

小須戸中学校一年

おばた もえ
小畑 萌さん

私たちは生活の中で、何気なく「税金」という言葉を耳にします。しかし私は、税金とはいったい何に使われているのかわりません。果たして税金とは、私たちの生活でどう利用されているのでしょうか。

私が一つ目に注目したのは、教育です。新潟県の資料によると、公立学校の生徒一人あたりの年間教育費は、中学生で九十八万五千円だそうです。また、中学校の校舎や体育館も、億単位の莫大なお金が必要となります。つまり私たちは、税金がないと教育が受けられないのです。私たちが支払う消費税などの税金も、私のもっている教育を受ける権利に使用されているのです。このことをうけて、学校にある道具や教室、部活で使う体育館を大切に使うと思えました。

二つ目は、私たちの暮らしについてです。私たちが毎日出しているごみの処理や、予防接種などの医療費

にも税金が使われています。税金の制度が無ければ、町はごみであふれて気持ち良く過ごせなかったり、具合が悪くなった時もお金のお金を払わなくては診てもらえません。私たちの健康や快適な暮らしのためにも、税金は欠かせません。

また、私たちが普段通っている道路も、休日利用する図書館や美術館も、税金あってこそその便利な施設です。学校と同じように、大切にしなければなりません。それに、新潟県でたくさん降る雪を除雪してくれるのも、税金です。そのお陰で、冬でも道路を利用できるのです。

私が今、支払える税は消費税くらいでしょうか。大人になればもちろん、もっと様々な税を納めなければなりません。それに対して以前は、「今は消費税八パーセントだけど、そのうち十パーセントになる。大人になれば納める税は増えるし、負担が大きくなるんだ。いやだな。」

と書いていたのですが、税金について作文を書いた今、考えが変わりました。

税金とは、国民の豊かな生活のためにあるのです。明るい未来を創るための「税」なのです。

小須戸商工会長賞

「税のいろいろ」

小須戸中学校一年

おばた ゆう
小畑 悠さん

紙面の都合上、作文は新津税務署長賞の作品のみ掲載いたしました。

◎中学生の《税に関する標語》

新津税務署長賞

「支え合う」

みんなの暮らし 税金で

小須戸中学校二年 梶澤 路子さん

小須戸商工会長賞

「税金で ふるさとまもろう」

町づくり

小須戸中学校三年 田代 華奈さん

新津税務署から

確定申告に関するお知らせ

新津税務署では、左記内容にて、申告に関する相談会場を設置します。
【場所】 秋葉区役所 六階会議室
【期間】

二月十二日(木)～三月十六日(月)
午前九時～午後四時(土日除く)

※設置期間中は、新津税務署庁舎では、申告相談は、行われません。
土日を除く、二月十二日(木)～二月十九日(木)の期間は、関東信越税理士会秋葉支部による無料申告相談が併設されます。

※平成二十六年分の確定申告期間(納期限)

所得税：二月十六日(月)～三月十六日(月)
(振替納税は、四月二十二日(火))

贈与税：二月一日(月)～三月十六日(月)

消費税及び地方消費税：
一月五日(月)～三月三十一日(火)
(振替納税は、四月二十四日(木))

☆振替納税(口座引落し)を選択されますと、振替期日の引落しをもって、期限内納税となりますのでお得です。
希望される方は、税務署へ「口座振替依頼書」の提出が必要となりますので商工会までお問い合わせください。

◇消費税の確定申告をされる方へ
～改正消費税法について～
平成二十六年四月一日から消費税率が五% (内、地方消費税一%) から八% (内、地方消費税一・七%) に変更されました。

このため、平成二十六年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。